

平成26年 網走市議会
総務文教委員会会議録
平成26年3月7日（金曜日）

○日時 平成26年3月7日 10時05開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第16号 平成25年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第17号 平成25年度網走市市有財産整備
特別会計補正予算
3. 議案第26号 網走市地域の元気臨時交付金基
金条例制定について
4. 議案第27号 網走市職員給与条例の一部を改
正する条例制定について
5. 議案第29号 オホーツク・文化交流センター
条例の一部を改正する条例制定
について
6. 報告第1号 平成25年度網走市一般会計補正
予算に係る専決処分の報告につ
いて
7. 請願第37号 来年4月からの消費税増税の凍
結を求める請願
8. 請願第39号 住民の安全・安心を支える「国
の出先機関」の拡充を求め、
「公務の民営化・独立行政法人
化・業務委託化」に反対する意
見書の提出を求める請願
9. 請願第40号 集団的自衛権行使による「戦争
する国」づくりに反対する意見
書提出を求める請願
10. 請願第41号 特定秘密保護法の撤廃を求める
意見書提出についての請願
11. 請願第42号 特定秘密保護法の廃止を求める
意見書提出についての請願
12. 請願第43号 地方自治体の臨時・非常勤職員
の待遇改善と雇用安定のための
法改正に関する意見書提出につ
いての請願
13. 「特定秘密の保護に関する法律案」の廃案を
求める意見書の提出要請
14. 行政視察の実施について
15. その他

委 員 長	平 賀 貴 幸
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	飯 田 敏 勝
	近 藤 憲 治
	高 橋 政 行
	七 夕 和 繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	小田部 善 治
-----	---------

○傍聴議員（4名）

金 兵 智 則
佐々木 玲 子
松 浦 敏 司
渡 部 眞 美

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
企画総務部長	川 田 昌 弘
総 務 課 長	大 島 昌 之
職 員 課 長	岩 原 敏 男
財 政 課 長	秋 葉 孝 博

学校教育部長	小田島 和 之
社会教育部長	後 藤 伸 次
学校教育部次長	伊 井 俊 明
社会教育部次長	菊 地 美 鈴
管 理 課 長	鈴 木 直 人

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	松 山 俊
係	田 中 康 平

午前10時05分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

おそろいですので、ただ今より総務文教委員会を

○出席委員（6名）

開会いたします。

本日の委員会ですが、議案5件、報告1件、請願6件、行政視察についての合計14件について審査をいたします。

審査の進行につきましては、初めに当委員会に付託されております、議案、報告、請願、要請の審査を行います。

その後、休憩をとり理事者退出後、行政視察の実施について協議をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第16号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、総務費総務管理費一般管理費職員給与費について、説明を求めます。

○岩原敏男職員課長 平成25年度一般会計職員給与費の補正予算について御説明を申し上げます。議案資料の23ページをごらん願います。

補正の理由でございますが、退職者増のため、退職手当を追加補正しようとするものでございます。

補正額は7,068万9,000円で全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは職員課所管分については、了承ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、そのようにさせていただきます。

次に同じく教育費、小学校教育振興費並びに中学校教育振興費について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 それでは平成25年度網走市一般会計補正予算のうち小学校教育振興費小学校学校図書館図書整備事業及び、中学校教育振興費中学校学校図書館図書整備事業について御説明申し上げます。資料の26ページと27ページをごらん願います。

平成26年2月2日国際ソロプチミスト網走の認証35周年記念事業として、市内小中学校の学校図書館図書の充実に役立ててほしいという趣旨で、国際ソロプチミスト網走から市へ200万円の寄附があったところでございます。

この寄附金を活用しまして図書を購入し、市内小中学校15校に配置し、学校図書館の図書の充実を図ろうとするもので、小学校には学校図書館図書整備事業に120万円、中学校には80万円をそれぞれ追加

補正しようとするものでございます。

事業費につきましては、小学校につきましては学校図書館図書整備事業の備品購入費として120万円、中学校につきましては同じく備品購入費として80万円、財源につきましては寄付金で、資料の26ページの2の①及び27ページの2の①に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは次に参ります。

次、教育費スポーツ施設費スキー場管理運営事業並びにオホーツクドーム管理運営事業について説明を求めます。

○後藤伸次社会教育部長 平成25年度一般会計、スポーツ施設費補正予算について御説明申し上げます。議案資料の28ページをごらんください。

指定管理を行っているスキー場及びオホーツクドームの管理運営委託事業の補正を行うものです。

補正の理由及び内容ですが、スキー場につきましては、オープンの遅れに伴う利用料収入の減と燃料費高騰に伴う経費の増加、ドームにつきましては、燃料費高騰に伴う経費の追加で、これらに対応するため269万1,000円を追加補正するものです。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて一般会計補正予算、基金積立金と債務負担行為補正ですが、議案第17号平成25年度網走市市有財産整備特別会計補正予算、議案第26号網走市地域の元気臨時交付金基金条例制定については関連がありますので、一括して審査をしたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 初めに、平成25年度一般会計の債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。議案資料16ページをごらん願います。

3、債務負担行為の補正のうち、一般会計になります。

内容でございますが、庁舎及び公共施設等の管理業務や警備など、平成26年度当初より履行が必要となる委託契約につきまして、平成25年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は平成26年度の1年間で、限度額を8億635万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、平成25年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。議案資料の24ページから25ページをごらん願います。

1、補正の理由及び内容でございますが、平成25年度に受領しました各種寄附金、市有地売却に伴う収益及び地域の元気臨時交付金を表のとおり各基金へ積み立てしようとするものでございます。

2、補正額でございますが、①歳出予算においては、基金積立金の合計で23億2,149万8,000円を追加しようとするもので、財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、②歳入予算ですが、地域の元気臨時交付金が22億8,512万6,000円、市有財産整備特別会計からの繰入金金が1,000万円、寄附金が合計で2,637万2,000円で、寄附金の内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、網走市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について御説明申し上げます。議案資料57ページの資料14号をごらん願います。

1、趣旨でございますが、地域の元気臨時交付金を活用した事業を実施するために基金の設置が必要となることから、当該条例を制定しようとするものでございます。

2、内容でございますが、第1条は基金の目的を、第2条は基金の額を、第3条は基金の管理を、第4条は運用益の処理を、第5条は基金の処分を、第6条は委任について、それぞれ定めるものでございます。

3、施行期日等でございますが、公布の日から施行し、この条例は平成27年3月31日に限り、効力を失うことを定めるものでございます。

続きまして、平成25年度市有財産整備特別会計の補正予算について御説明いたします。議案資料29ページをごらん願います。

1、補正の理由及び内容でございますが、市有地売却に伴う収益を一般会計へ繰り出し、基金に積み立てるため追加補正をしようとするものでございます。

2、補正額でございますが、①歳出予算は一般会計への繰出金として財産管理費に1,000万円を追加しようとするもので、②歳入予算ではその財源として前年度繰越金1,000万円を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第16号、議案第17号及び議案第26号につきましては、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それではそのように決定いたします。

○平賀貴幸委員長 次、議案第27号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○岩原敏男職員課長 議案第27号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料58ページ、資料15号をあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、傷病の種類により期間の異なる病気休暇の期間計算の取り扱いについて、国家公務員の改正に準じ、連続する病気休暇日数の上限を設定し、上限の翌日から給料を半減する制度とするため、当該条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、病気休暇について、給料が半減になるまでの期間を90日とし、この期間計算の方法を、病気休暇の服務規程とあわせるものでございます。

また、これらの実施に当たり、(2)、(3)のとおり、経過措置を講じるものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 2011年度から道内でも、北海道なりほかの町村でも改正が行われて、網走は今回出されました。

現実的に、これは給与条例の改正なので、その他細かいことは服務規程で規則でやるというようなことでここに書いていますけれども、現行の利益を受けることからいうと、これは一応、削減という形でとらえてよろしいですか。

○岩原敏男職員課長 今回の給与条例の改正につきましては、これは国家公務員に準じて改正するとい

うことになりますので、国家公務員の改正が民間に準ずる形をとっておりますので、そのような形にさせていただきます。

○飯田敏勝委員 道なり、去年は札幌市なりの条例改正が行われたのをみますと、ここに現行案と改正案とがあります。その中で、内容等について1と2と3と別れて経過措置を設けてます。

現行の条例の中では、網走も第6条の中で、「ただし、疾病。傷病」の結核疾患その他のほうが附則にっております。

この関係で、具体的に恐らく結核ですとか、ここにあります成人病なり、それから慢性疾患なり、そういうのが附則に持ってきた主な理由をちょっと聞きたいと思います。

○岩原敏男職員課長 今の御質問でございますが、今まで各傷病ごとに病気休暇の上限が異なっておりましたが、これにつきましては、例えば結核につきますと、結核はいまでもございますが結核の罹患率などが長期的に低下していること、それからほかの病気等につきましても、民間、国家公務員のほうの改正の理由でございますけども、民間企業等で病気ごとに期間の日数という取り扱いが余らないということで、今回の改正の中では一律90日とさせていただいたものでございます。

○飯田敏勝委員 言ってみれば、国家公務員の賃金を地方公務員に東京近辺ですとか、地方とあわせて地方公務員の場合は非常に、国家公務員あわせる場合は削減なり、そういうのを今までやって、網走も結果的にはこういう形で出てきたのですけども、これは直接利益を受ける職員組合との交渉ではどのような結果になっていますか。

○岩原敏男職員課長 地方公務員の服務につきましては、網走市の服務にも取り扱いにつきましては、地方公務員法でも、国及び各地方団体の条件にも均衡を図ることがございますので、それについては理解をいただいたということでございます。

また、今回書いてございます1年から90日にするというので、そこにつきましてはある程度の経過措置を設けることで、職員組合のほうからは理解をいただいております。

○飯田敏勝委員 実際1年間から90日という形になれば、考え方としては、他の市町村の出し方を見ればさまざまな出し方をしています。

国家公務員に準じてですとか、網走でも附則に出ています結核の疾患を除くなどというのもあるので

すけれども、90日を過ぎてすぐ休職発令が出るということで、病気の治療に専念してもらおうということなことが大部分となりまして、こういう形もやむを得ないのではないかとということで、職員組合との妥結というようなことになった経緯も私もわかりますので、その辺も含めて今後も労使交渉によって規則の分野で、ある程度急激な不利益にならないような、方向性を持って臨むことを申し添えて、これについては賛成をいたしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 他よろしいでしょうか。

それでは議案第27号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって賛成ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それではそのように決定させていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて議案第29号オホーツク・文化交流センター条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○菊地美鈴社会教育部次長 議案第29号オホーツク・文化交流センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案資料62ページの資料17号の改正の概要をごらんください。

趣旨にございますように、オホーツク・文化交流センターの機能として、社会教育法に基づく公民館としての位置づけを、明確にするための所要の改正を行うものでございます。

内容は、設置規定に社会教育法に基づく施設であることを明示する規定を追加するもので、新旧対照表のとおり、第1条に社会教育法の第24条の規定を追加するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に移ります。

○飯田敏勝委員 当初からオホーツク・文化交流センターの設置のときに、この規定を入れるか入れないかということの議論があったやに聞いていますが、その辺の経緯をお知らせ願います。

○菊地美鈴社会教育部次長 建設が計画された時代背景といたしまして、生涯学習という言葉が生まれた時代でございました。

個性化、多様化、高度化した個人個人のさまざまな学習に対応する、生涯学習センターなる施設が全国に次々と建設されておりました。

オホーツク・文化交流センターにつきましても、当時ソフト事業のアドバイザーの助言によりまして、そのときの時代に対応する判断により、建設準備段階から公民館の建てかえとして公民館機能ということではありましたが、公民館機能、ホール機能、図書館の三つの機能を持たせた複合施設としての建設がされたと聞いております。

○飯田敏勝委員 当初は公民館機能がなくなるのではないかと。ただ単なる貸し館の機能が重視されるのではないかという心配が危惧されましたけれども、今ここに来て、約20年近くぶりですか、それなりの公民館機能というようなことが、また見直されてきたのかなとも思うのですけども、当然社会教育法も改正になりまして、そういうような貸し館的な要素も含む体制もなされてきたのですけども、今の文化交流センターの持つ機能に、私は貸し館機能だけでなく、やはり社会教育法に基づく網走の社会教育の歴史をしっかりと踏まえた今回の改正だと思うので、その辺を今後、事業執行の中でこの改正を機にもっともっとやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○菊地美鈴社会教育部次長 委員のおっしゃいますとおり、もともと公民館が持っている建った建設時代というのが戦後で、町の復興のために一番公民館が人づくり、まちづくりの機能を持つということでした。

改めまして、また東日本大震災以降、地域の公民館の事業、位置づけといたしまして、そういうひとづくり、まちづくりの拠点になる部分があるということで、国、道も奨励してますので、そういったことを踏まえまして、今後の社会教育を行う施設として、機能を果たしてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員長 よろしいですか。他にありませんか。

それではお諮りいたします。議案第29号オホーツク・文化交流センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致をもって承認すべきものと確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それではそのように確認をさせていただきました。

○平賀貴幸委員長 次に、報告第1号平成25年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○大島昌之総務課長 報告第1号平成25年度一般会計一般管理費の補正予算の専決処分につきまして御説明をいたします。

議案資料67ページ、資料20号をごらん願います。

1の補正の理由及び内容でございますが、ソチパラリンピックに本市出身の選手が出場することから、応援団派遣に係る費用及び出場選手への報償金を追加補正することとし、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

内訳につきましては表に記載のとおり、出場選手に対する報償金、応援団参加者に係る旅費、応援に係る消耗品、観戦用パス申請代行手数、観戦入場券代の計155万7,000円となっております。

2の補正額につきましては、一般管理費の市政振興推進費に155万7,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

なお、専決処分の日は2月14日でございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 質疑ございますか。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは報告については、このとおり承認をするということにさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩

午前10時36分再開

○平賀貴幸委員長 請願の審査を行います。請願第37号来年4月からの消費税増税の凍結を求める請願、昨年12月から継続審査となっております。これについていかがでしょうか。

○飯田敏勝委員 前回の12月にも提出がありまして、議論させていただきました。

この会は消費税に賛成の方々も含む会で、凍結を求めると。4月1日からすると、どれだけ影響が及ぶかということを請願の趣旨としています。

特に今年度に入りまして、国会がいま始まりまして、国の方向なり、それから平成26年度予算案をいま審議しています。

その中で特に、消費税増税を4月1日からやるということを念頭に置いた予算になっていますので、非常に大変な中身で、毎日国会の中で議論しています。

特に、消費税が増税されますと、社会保障の拡充ということで、増税するたびにそういうことが言われてきたのですけれども、今回の国の予算案を見ま

すと、社会保障の充実は全くうそだったと、消費税増税がそれにつながらないということが審議の中でもはっきりしてきました。

年金が下がる賃金が下がる、上がるのは物価だけということでありましたけれども、結果的に政府の統計でも総務省の家計調査、これは昨年10月から12月で、前年度実数同期と比べています。

特に上がったのは、駆け込み前の自動車等の購入が60%ぐらい前年度上がって、それから住居等の設備材料が駆け込みで47%、家事用の耐久材ということで、さまざまな設備のものが35%と上がっています。

逆にマイナスなのが婦人用下着類や米、月謝ですとか、そういった日常使うものは、生活を切りつめて駆け込み購入しているという実態です。消費税が上がる前でもこういう実態が続いています。

この会がこの文面で言っているのは、賛成の方でも今やるべきではない、今やると大変な事態になるということで凍結ということ念頭に置いています。

例えば所得税ですと所得がなければ払わなくていい場合もあるので、消費税は所得がなくても払わなければならないという、そういう最悪の税金だということが、ますます実施を前にしてははっきりしています。

そういう意味からも、いま私は、この会の凍結という意味をしっかりと受けとめて、採択する方向で各委員の皆さんの真剣な議論を期待したいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 前回も申し上げましたけれども、国民の皆さんの痛みを伴う増税だということは、私も理解しております。

そのために、軽減税率ですとか、そういったこともいま議論しているところであります。

決して社会保障にこれが向かわないという問題ではないと思っておりますので、1番大事なところに向かうための増税だと思っておりますので、私はこの意見には従えないと思っております。以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 この請願の中身に書かれている内容、お気持ちというのはよくわかるというふうに思います。

ただ、この消費税の増税に関しては、民主党政権時代の税と社会保障の一体改革から始まって、その

あと自民党政権に政権交代したあとも話をずっと続いていて、出された決断であったというふうに考えております。

やはり、国家財政と社会保障を持続させていかなければならないという命題の中で、増税はやはり避けられないという判断からの結論だというふうに私は受けとめておりますので、税金は安いほうがいいという考え、お気持ちはよくわかるのですが、一方で、国家財政と社会保障をこの高齢化社会の中で維持していかなければいけないという命題も我が国は抱えているということを御理解いただいて、この消費税の増税に対して政府としても、景気の腰折れの防止の対策でありますとか、給付金でありますとかさまざまな手だてを今構築しております。

そういうこと考えれば、国と社会保障を守っていくという前提に立って、消費税の増税には御理解を賜りたいというふうに考えている立場でありますので、この請願につきましては不採択というふうに考えております。以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 非常に願意は汲みとれる内容で、消費税もろ手を挙げて賛成という方はいないと思います。

なるべくなら、消費税は増税しないで国家を運営していただきたいというところは皆さんの願うところだというふうに思いますけれども、先ほど近藤委員からもお話がありましたように、国全体のことを考えていくと、これはやむを得ないという部分も私も考える部分もありますので、この請願に対しては、市議会としてあげるべきではないということで、不採択と。

○平賀貴幸委員長 採択、不採択という形で意見が分かれていますけれども、若干時間をとって、議員間討論をしたいと思います。いかがでしょうか。

○飯田敏勝委員 全体的には12月の議会と同じような議論になると思います。私は情勢が変わっていると思うのです。みんな大変なのはわかるということなのですが、意外にも財源の問題だとか国家財政が大変だということなのなのですが、もともとことしの予算案を見ると、50兆の税収ということでふえているのですが、これは消費税の8兆円を見込んだので、実際は、税収そのものはふえていないというのがあります。

現在の5%から8%にしたら10兆円が入ります。ところが、それが社会保障に行くのではなく、財源

は輸出の大企業には輸出還付税といいまして5兆円を戻すということがあって、実際に大企業に還付金を戻しますと、収入が5兆円にしかないというような現実です。

ここを変えない限り、幾ら国家財政が大変だったからどんどん上げると言っても、そこは私は、安倍首相が言う経済の好循環実現するというのなら、そこをしっかりと私は見据えた議論をするべきだし、いま給付金の話が出ました。

特に軽減税率の関係で、今ここで8%をやってしまうと、すぐ平成15年度に10%ということが待ち受けています。

税法が成立したときに、附則で、景気が回復していれば5%から8%にするとしたのですが、実際は見せかけの景気ということから言えば、私は生活実態を伴ったものとなっていないので、それこそ5%から8%にすること自体もおかしいと思うし、給付金だって給付金で低所得層、今回も網走市の予算に福祉の関係ですとか、さまざまな関係で給付金が計上されております。給付金で物を買っても消費税がついてまわります。

そういうことからいうと、私はしっかりとその認識を受けとめて、国に物申していく姿勢を皆さんに持ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○平賀貴幸委員長 ほか、意見のある委員の方いらっしゃいますか。

変わらないということですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、全会一致でありませんので、これについては継続という形で処理させていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて請願第39号住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出を求める請願について審査いたします。

いかがですか。

○飯田敏勝委員 これは先の議会でも、運輸関係の組合からも国の出先機関の縮小なり、廃止なりのことで、請願、陳情という形がありました。

きょうの北海道新聞なり、網走タイムズの記事でもあったのですが、海上保安庁と気象台が津波被害に備えて協定を結んだという記事を皆さん見たと思うのです。

実はいま国全体で地方主権改革ということで、国の出先機関を地方に持たせるという動きと、独立行政法人なり民間規制緩和という形で、民間委託していくというようなやり方が進んでいます。

この網走では、こちらに書いてあるとおり、公共職業安定所それから気象台、女満別の飛行場というところと航空管制部、それから開発、税務署、海上保安部となっていますけれども、網走は保安署です。

そういったことから言いますと、こういうような出先機関の縮小を目指していくと、本当にここで書いてあるような国民の安全安心の国がやるべきことが、非常に危険な方向に向かっていくようなことを私はここで述べていると思います。

特に気象台の関係です。気象台は網走にありますけれども、実はこの十数年間の中で、全国的に1,600人くらい削減されてきて、非常に規模は小さくなって気象のデータを過去のデータを見ながら非常に苦労しているというような現状を気象台の人からも聞きます。

特に今回の北海道では、昨年の豪雪、暴風雪をとって、早め早めに対処したと思うのですが、関東地方の大雪では気象庁が警報を出すのが遅れたというのは、その辺の規模縮小なり削減が影響しているというようなことが言われています。

そういうことから、防災なり、減災なり、これから非常に国としても力を上げようとするときに、マンパワーの人員を減らしたり、拠点を減らすことは、私は安全安心に逆行することになると思うので、この請願の意思はそういうところにあると思うので、ぜひ皆さんの意思で通してもらいたいと思います。

○平賀貴幸委員長 他いかがですか。

採択すべきものという意見ですけれども。

○近藤憲治委員 請願の中身を読ませていただいて、地域の安心、安全を守るために国の出先機関をより拡充すべきなのだというお話なのだと思うのですが、そういうお考えがあるのかなというのは理解するのですが、先ほど消費税の議論とも似ているのですが、我が国の国家財政というのは、未曾有の危機的状況にもあるというふうを考えております。

借金が1,000兆円オーバーという状態もあって、なかなかいわゆる政府機関をより大きくして手厚いサービスをとというのは、なかなか難しいのかなというふうにかけて、むしろ効率性を追求して発達して

きたICT技術なども応用しながら、今までのような地域の安心、安全を維持していくというような発想で、よりコストのかからない行政運営を目指すべきだというふうに考えておりますので、この請願については、私としては不採択だというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 まず、国の財政というものを考えてみました。

やはり大変な財政状況の中から、こういった改革を進めていかなければならないのだと思います。

そしてこのたび、気象衛星が打ち上げられました。これも、そういったものを何とかカバーすると、そういったものに役立つのではないだろうかというふうにも思います。

したがって、私はこれに賛成はできません。

○平賀貴幸委員長 不採択ということですね。

ほか。

○井戸達也副委員長 この国の出先機関の拡充という部分は、なかなか難しいかなというふうに思います。内容を読ませていただくと、若干内容に少し乱暴な表現があるという部分と、国の機関という部分では、網走にもありますけども自衛隊という部分がございますので、その辺も含めてであれば、若干文言の整理をして採択できるものと考えますが、そうでなければ難しいかなという意見です。

○平賀貴幸委員長 文言整理の上で採択ということですね。

ほか。

これについても意見が分かれていますので議員間討論したいと思いますがいかがでしょうか。

○飯田敏勝委員 先ほどから消費税について国家財政が大変だと。大変にしたのは何かということで、いわゆる無駄な公共事業というか、不要不急の公共事業をやってきた結果が、1,000兆円という結果になったのです。今安倍政権は、いわゆるそれを逆手にとって、ことしの予算の中でも不要不急の大型公共事業、私は高速道路を今ふやしても物流だとかそういう関係でいうでしょうけれども、そんな直接命にかかわるような問題ではないのです。防災減災となりますと、私は本当に国民の命にかかわる直接的な計画なり体制だと思うのです。

今国家財政が1,000兆円の借金を背負っている現状からしますと、どこに手厚いでなしに普通のお金の配分をするかということからいうと、過去の無駄

な公共事業なり、今でも不要不急の大型港湾の施設ですとか、循環道というのでしょうか1メートル1億円かかるような道路をつくるですとか、そういうことについての見解も少し聞きたいのですが、その辺いかがですか。

○近藤憲治委員 先ほどの消費税の議論とも関連しているのですけれども、今の国家財政がなぜこうなっているのかというのは、国の政策の大枠の中の話であって、今ここで議論しているのは請願の中身についての議論だというふうに考えています。

そういう点で、私どもの会派の見解を示しているわけで、これまでの国家の政策に対して個別の評価を今この場ですするというのはそぐわないと思います。

以上です。

○飯田敏勝委員 今地方分権ですとか、地方の時代と言われてはいますが、国の政策そのものをどうして地方で議論して、物申し上げたりしていくことが、今ここにそぐわないという意味はどういうことですか。

○近藤憲治委員 今は請願の議論をしているからであります。

この請願の願意に沿っての議論であれば理解しますが、過去の国の政策に対する評価というのは、この場ですることはそぐわないと、したとしても見解の相違があらわれるだけだというふうに考えます。

以上です。

○平賀貴幸委員長 文言整理の先ほど採択の話がありましたので、そこをもう少し意見を聞きたいのですがよろしいですか。

井戸副委員長、それではお願いします。

○井戸達也副委員長 中身に対しては理解できる部分が大半でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、国の機関ということで自衛隊も含むという部分と、この記にあります3番目の「現在国で行われています業務について、十分な議論もない中で、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託を進めないこと」、この3番を削除していただけると。もう1点、「JR北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務化による弊害は多く」という1企業を取り上げた内容を削除していただければ。

○平賀貴幸委員長 今どこに入れるかという個別のあれですけれども、請願は請願採択をした上で、意見書で文言整理ということですね。

一つ提案があったのですが、自衛隊も国の機関でするので盛り込んでいただきたいということと、それから請願の全文の上から6行目から7行目の「JR北海道」から「弊害は多く」までを削除すると。それから、次のページの記の3番を全項目削除ということであれば、いいのではないかという、意見書を作成する段階でそういう形にすれば、採択という形でもこの請願はいいのではないかという意見がありますけれども、それを受けていかがでしょうか。

○飯田敏勝委員 今のやり方でいうと一部採択ということですが、これは請願者が一部採択でもいいのかということも含めて、私は採択はしても一部採択をしていいかということも含めて、私はもう少し議論を深めるべきだと思うのです。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

特に意見は変わらないということですね。

それでは、請願第39号については意見の一致を見ませんので、継続させていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、請願第40号集団的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する意見書提出を求める請願について、審査をいたします。

○飯田敏勝委員 過去2回の議会で議論してきました。このもとは私ども議員団が出しました意見要請に基づいてやりまして、議員が要請すると2回の審査で終わるということなのですけど、今回、新たに請願第40号として請願者が紹介議員を伴って出してきました。

そういう経過を踏まえて、私はぜひこの請願を通す立場から、若干述べたいと思います。

今国会では、この集団的自衛権の行使の議論をめぐって、本当にはっきりしてきたことがあります。

私たちが議論した9月と12月に比べて非常に心配というのですか、憲法を超えてしまって、憲法に拘束される総理大臣が解釈で閣議決定でこの重要な問題を押し通すことができるのかということから、これを推進している与党の内部からも大きな疑義が出ています。

特に今までの自民党政権を担ってきた内閣法制局の歴代の長官が、こぞって今のやり方ではおかしいというようなことを言って、これは集団的自衛権ということではなく、憲法そのものをないがしろにする今の安倍首相のやり方ではないかということからすると、私はここで、日本の民主主義というか、私たちのこの議会も二元代表制という形もとっていま

す。

そういうことから立憲主義ということから言うと、まさに法治国家ではなく、人が治めるということで、そのときの首長の判断で何とでもできるような、やり方もめっちゃくちゃだったというのに、しっかりとストップをかけるためには、やはり地方からしっかりと声を上げていくべきだと思いますし、そのためにもこの請願に書いておるとおり、今の憲法解釈で変更できるのはとんでもないという声を、私は今こそ上げていくべきだと思いますので、ほかの委員がその辺を踏まえて、しっかりと私は議論していくべきだと思います。

ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○近藤憲治委員 こちらの請願につきましては、まず結論から申し上げますと、私どもの会派は継続で考えています。

その理由を申し述べますと、集団的自衛権の行使に関しての、国会での議論がるるなされているという点が象徴しております。

この請願の中身は、二つの角度から問題視していて、一つはその手続論ですね。その集団的自衛権の是非の前に、解釈改憲であり、やり方が変だろうと、問題があるのではないかという問題意識と、あともう一つは集団的自衛権そのものは容認できないという結論の部分での問題意識と、二つ盛り込まれていて、その手続論の部分ではまさにこれから政府与党内で集団的自衛権を解釈改憲でやるべきなのかそうでないのか含めて、きちんと議論をしていこうという段階にありますので、その推移を見守る必要があるだろうというふうに考えております。

そういった意味で、継続にしようと思っております。

あともう一つ、集団的自衛権そのものを容認できないという結論の部分については、私は若干の違和感を持ってしまして、その国際政治、外交安全保障というのは極めて冷徹なまでのリアリズムの世界で、外交力と防衛力がセットになって、初めて一つの交渉力になっていくというふうに私は思っていますので、そういう点では集団的自衛権そのものに対して、もう最初から蓋をしてしまうような議論というのは、私は同意しかねるという部分があります。

今申し述べたもろもろの要素を含めて、まずはこの請願については継続させていただきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○高橋政行委員 私はこの請願に対しては、理解がちょっと難しいなという感じがいたしました。

まずは、3分の2以上の賛成で発議ができるのだと、こういう文言がありますけれども、こういった特に硬性憲法といわれています憲法に対して、これを簡単に過半数でというのはことには、私も考えられないと思っております。

また、もしそういった方向に進むのであれば、国民に対して十分な説明が必要です。そのときにまた、考えても遅くないだろうと思っております。

それで、私は継続という方向でお願いしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 継続ということですね。

ほか。

○井戸達也副委員長 まず集団的自衛権の行使に関するこのお話ですけれども、非常に強硬なやり方が少し目立つという部分は理解できるところでありますけれども、国際的な立場と世界から見た日本を考えますと、この集団的自衛権の行使という部分も、必要な部分も理解できるというふうに言わせていただきます。

しかしその際には、慎重な判断と対応が重要視されるということを考えますので、この戦争する国づくりに反対するという部分では、継続という形をとらせていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 採択、継続というふうに意見が分かれています、ほかいかがですか。

○飯田敏勝委員 近藤委員に聞きたいのですが、集团的自衛権が、さきの9月議会の時にも議論したのですが、国連憲章で定められているのですが、実際使われたのはアメリカとソビエトの軍事介入です。

内閣法制局では、今の憲法上どうしてもそこまで解釈改憲にはいかないというのは、公式的な歴代の長官の見解。そうなりますと、今の憲法は、内閣法制局としては個別自衛権はあるということなのです。

集団的自衛権を使わなくとも個別的自衛権で自国の防衛権が発動するとなれば、集団的自衛権に対する見解は大きく変わると思います。

個別自衛権に対する考え方は、近藤委員からお聞かせいただきたいと思います。

○近藤憲治委員 そういうお話だと思うのですが、個別的自衛権に対しては、いわゆる急迫性の

侵害に国家がさらされた場合に、我が国を守るという視点から認められている国家の権利であるというふうに認識をしております。

お伺いしたいというのは、何についてなのかよくわからなかったのですが。

○飯田敏勝委員 今の法制局が認めている個別的自衛権で十分ではないかと。

だから憲法上は、今高橋委員がいろいろ言ったのですけれども、内閣法制局は、集団的自衛権は個別的自衛権に当たらないから自国を守るということに当たらないから、それをやるのだったら、憲法改正してから、その集団的自衛権は使えないよと言っていることに対する認識です。

○近藤憲治委員 これは過去の議会の類似の請願でもお話をさせていただきましたけれども、やはり立憲主義という立場に立って、国家の権力行使を憲法が制限しているという考え方に立てば、この集団的自衛権の行使に関しても、憲法解釈ではなくて憲法改正を経た後の行使というのが筋論だろうというのが、私の見解としては持っています。

ただ、その部分については、政府でまだ議論をしていこうと、安倍総理は国会の場であいって発言もされていますけれども、これから議論をしていきたいと思いますところでありまして、与党内でもいろいろな意見があるのが事実です。

ですので、その議論の推移を見きわめましょうということから、先ほど述べた手続の部分についてはまだ議論の推移があるので、そこを見きわめるためにも継続にしようというお話をさせていただいた次第です。

○飯田敏勝委員 安倍首相が罷免した第一次安倍内閣のときの阪田さんという法制長官は、『政府の憲法解釈』という著書の中で、一言で言えば個別的自衛権が我が国に対する武力攻撃の発生を発動要件とする自国防衛権であるのに対して、集団的自衛権は外国に対する武力攻撃があったことを前提とする他国防衛権にほかならないと強調して、両者は決定的にその性格を異にするならば、現憲法が存在している以上、解釈改憲、手続ではなくはつきりとだめだということがわかるのではないですか。

○近藤憲治委員 先ほどから述べているように、その部分も含めて議論がありますので、与党内だけではなくて野党の中でも、維新の会なんかはそうなのですが、憲法改正を経た上での集団的自衛権の行使容認だろうというような議論もありますので、

ここはまだ結論きちんと出ていません。

ですので、そこは議論の推移を見きわめましょうということで、継続にしましょうというお話をさせていただいているということを御理解いただきたいです。

○飯田敏勝委員 前回より議論は進んでいますけれども、私は解釈改憲なるものでは、とても今の憲法が存在する以上、やるとしたら憲法96条に基づいての3分の2をクリアしない限りは、私は解釈改憲なるものでいくら話をしてもだめだということを申し述べたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

それでは、議論の一致を見ませんので、こちらについても継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、請願第41号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出についての請願ですが、請願第42号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願と関連しておりますので、あわせて審査をしたいと思います。

いかがでしょうか。

○飯田敏勝委員 こちらも、昨年の12月に国会で成立してから、マスメディアもその後非常に危険性を感じて、メディアの中でも推進するメディアもありますけれども、ほとんどのメディアでは、この秘密保護法の持つ危険性について論陣を張ったり、ある程度の連載をして、その危険性を暴きだしています。

この議論はちょうど12月議会の時に上がってきたが締め切りが早かったので、本格的な議論にはなり得なかった。

初めて今回の請願を受けて、このような本格的な議論をすることになります。

一見、秘密保護法案の問題点ということで、全部秘密ということで非常な問題になりました。特に出されている41号なり42号、非常に問題なのは、成立してから監視機関を設けるとか第三者機関を設けるとか、さまざまな後追いのやり方でやってきた経緯があります。

それでいきますと、本当に国民の知る権利や言論、表現、報道の自由が侵害されるということで、マスメディアの多くは、この秘密保護法が正式に施行される期間まで一年あるので、それまでに廃案に持っていくということで、非常な労力を割いています。

そういうことからすると、ここに請願者が書かれているとおり、法案提出からわずか1カ月余り、衆参合わせて70時間にも満たない審議時間で、本当に国民の8割9割を超える世論が廃案なり慎重審議を求めてきた経緯から見ると、私はこの法律が強行成立させたものでありまして、成立の過程をとってもまさに議会制民主主義を破壊するものだということから、この請願者の願意を汲みとって、やはりしっかりと地方から声を上げていくのが、地方の国民の役割だと思うのですけれども、そういう方向での議論をお願いして、請願を通していただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがでしょうか。

○近藤憲治委員 請願第41号、42号につきましては、特定秘密保護法についての御懸念が示されているのかなというふうに思います。

今マスコミを賑わせていますけれども、この秘密保護法については、どこまで秘密なのかですとか、それから国民の知る権利やメディアの取材の自由を侵害するのではないかという懸念が示されているのは、この請願に書かれているとおりだというふうに思います。

ただ一方で、国会の議論も含めてそういった懸念が表に出るにつれ、それに対応していこうという制度もつくられてきていると。国会に運用を監視する機関を作るとか、第三者機関を置くであるとか、その運用面で適切にやっていきましょうというフォローがなされているというふうに私は考えています。

やはりこの特定秘密保護法そのもの前提として、やはり外交安全保障上、極めて重要な法律であるというふうに私自信は思っていますので、そういった面で運用面での問題は今後の中で改善をしていくと。改善していけるような仕組みは今国会で作ってきていますので、そういった部分では撤廃、廃止という請願については、私どもの会派の考え方とは全く逆でございますので、不採択というふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員。 私はこの種類というものは、防衛ですとか、外交スパイ活動防止、テロ防止の4分野に限ると、そういうふうに理解しております。

行動の自由ですとか、表現の自由、知る権利、こういったものも法案に盛り込まれていくと、そういったふうにも理解しております。

あと、日本からの情報が余りにも漏れるというこ

とで、各国が日本に情報の提供をしがらなくなっていく。アルジェリアで大変残念な事件がその結果として起きたのだと思っております。

世界から信用される日本になるためにも、こういった法律は必要だとそういうふうに感じておりますので、これも同じく同意はできません。

○平賀貴幸委員長 不採択ですね。

ほか。

○井戸達也副委員長 この特定秘密保護法に関しても、強硬なやり方というのが非常に目立った形でありまして、このことは私もよくないというふうに考えますけれども、現在日本では知る権利、報道の自由、こういったものが優先されて、先ほど高橋委員からもありましたけれども、スパイを取り締まるというような法律がないという部分では、必要であるというふうに考えます。

ここで第三者機関がしっかりと機能をしていただいて、守るべきものを守るというものをしっかりとさせていただくということを願って、継続という形です。

○平賀貴幸委員長 その点は同じ意見ですね。

ほか。

○飯田敏勝委員 それでは、近藤委員に。

皆さんの国会監視なり、第三者機関、実は昨年の国会が終わった後、与野党のほとんど全会派がアメリカ、イギリス、ドイツ議会の視察をしています。本当に国会が監視できるのか。それから第三者機関が機能できるのかということを調べました。

調べた結果、我が党の宮本議員が報告しておりますけれども、結論から言えば、いわゆる第三者機関が秘密をチェックしている国はないと。民間や有識者に秘密を見せれば、秘密でなくなるから当たり前だとして、秘密だから絶対第三者機関には出さない。

特に去年、問題になりました元NSAの職員だったスノーデン氏が内部告発しました。

各国は、情報機関を持っています。いわゆるスパイ機関というものです。ところが日本にはありません。それと似たような公安調査庁というのがあるんですけど、それがいないから内部告発するまでは秘密が漏れないシステムになって、最高機関、監視機関なり第三者機関は、必要ないという考え方です。

ところが、スノーデン氏の事件以来、各国で、逆に秘密保護は世界の流れから逆行するということで、情報公開を明らかにする動きが多く出ていま

す。

視察に行ったアメリカなどでは、日本は逆に今までアメリカ、イギリス、ドイツがやってきたことをこれからやるのかということで、ただ単なる情報機関の監視制度や第三者機関なるものは、無意味とは言わないけれども、秘密を盾にとれば、形骸化するということがあるということなのですけれども、この辺から見て、私はガス抜き程度にしかならないと思うのですけれども、その辺の評価はいかがですか。

○近藤憲治委員 国政への評価という話だと思うのですけれども、まず特定秘密保護法がなぜ必要なのかという部分で、先ほどから申し述べているとおり、外交安全保障上極めて重要な情報に関してのみの保護であって、またそれが今までだだ漏れになっていたという我が国の欠点もあったわけであります。

そこを補っていかうというのが、そもそもの前提にあって、実際それをつくるとなった場合にこういう問題がありますねというところで、皆さんの御懸念が今示されているのだというふうに思います。

ですので、法制度そのものは必要であるという前提に立ってお話しますが、今、飯田委員が告示しになられたような、第三者機関ではガス抜きにしかないのではないかという御指摘でありますけれども、今国会の中で議論されている国会に設置する監視機関というのは、かなり厳格に完全なる秘密会という制度をとって、その秘密の範囲、こちらは公明党さんの御意見だと思うのですけれども、秘密の範囲は監視機関内できちんと定めていこうというような議論もなされています。ここはまさになされているところだと思うのですけれども、そういった意味で国会での監視機関というものも、私はきちんと機能していくと、これだけ皆さんから御懸念も出ているということであれば、それも反映して議論がなされて国会の監視機関が厳格な運用に入っていくというふうに認識しております。

そういった部分では、皆さんの御懸念というのは、結果的には憂慮に終わるのではないかと考えております。

○飯田敏勝委員 一言、国会審議を骨抜きにするのが秘密保護法案だと言われているから、見に行ったのですけれども、そういう結果だったと。

国政調査権なるものも一切使えないですし、秘密会を要求しているからですね。

国民の負託を受けた国会が、情報漏えいがあれば

国会議員や職員も処罰されると。

支障がありなら全面非公開だというのであれば、民主的な社会で国家情報、そういった国家情報は何かを守るのかと。

国民には非公開にして何も知らされない情報は、国民を守れないのではないですか。

○近藤憲治委員 今の御指摘が、具体的にどういった内容を指し示していることはちょっと私想定しかねるので、その部分についてはお答えしかねますけれども、先ほどから申し述べているように、外交安全保障上極めて重要な情報については、一定の保護、保全が必要であるというこの法制度そのものの目的について、私は賛成しているところであります。

その部分で御理解をいただきたいというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 高橋委員も言ったのですが、地方自治体と住民のかかわりで、国民保護計画とか、さまざまな面が出ます。

ここで川田企画総務部長に聞きたいのですが、直接的にはこの秘密保護法には地方公共団体という言葉は登場せず、警察を除くという地方自治体の機関は管理、そのシステムには組み込まれていないのですが、実際に武力攻撃事態法や国民保護法に基づいて、この網走でも消防とともに国民保護計画というものが作成されています。

実際、ゲリラの上陸や繁華街テロを想定した国民保護訓練が、いわゆる訓練の中で繰り返されているのにもかかわらず、実際、この秘密保護法によって、海外で国を守るために秘密にした場合に、ある特定の武力事態が起きたときに、秘密保護法が必要だと、秘密が必要だということになれば、特定の秘密の管理システムや適正評価が国家公務員だけではなく、地方公務員に持ち込まれるというおそれを危惧していることがあるのですが、実際考えて国民保護計画を網走で作りましたよね。作った中でこの秘密保護が実際、国家公務員ではなく、地方公務員まで及ぶ特定秘密テロなりということからいうと、ありうる可能性というのはどういう認識でいますか。

○川田昌弘企画総務部長 市のほうで国民保護計画というの策定して、そこで市が担うべき役割というのは規定をしているところであります。

一方、その特定秘密保護法における地方公務員の役割というのは特に規定がないといえますか、国家

公務員への規定ということで、それに基づいて想定される地方公務員に対して、何らかの措置が求められるというような情報については、今のところ私もは持っていませんし、それは市の職員がどうこうするといったことについては、一切想定は現在のところしていないという状況でございます。

○飯田敏勝委員 実際、消防なり非常事態に関わる特殊な用務を持ったほうがいいですね。

軍事やテロ対策というものが、国民保護計画の中にあつたとすれば、当然、秘密保護法案がそこまで組み込まれるという可能性というものも、条文というのですか、網走市でつくった国民保護計画の中でも当然出てくる危険性もあると思うのですが、その辺の認識はいかがですか。

○川田昌弘企画総務部長 特定秘密保護法に地方公務員が組み込まれるという事態が、どういう事態が想定されるかというのはわかりませんが、そういった組み込まれるような事態が想定される場合には、国において法の位置づけが変わってくるのだらうというふうに思いますので、それは国のほうの議論を見守るとするか、私どものほうで今現在そういった想定は全くしておりませんので、そこは想定に応じて国のほうで議論されるべきものではないかというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 実際、特定秘密の範囲なり、提供なり、そういうことは今まさに審議していけばいくほど、こういう危険性があるというところまで、国会の議論の中でも大きくおきています。

特に国会の秘密保護法に関する議論というものが、なかなかマスコミには登場しにくいのですが、今言った国民保護計画の中にも適用される恐れがあるという議論も出てきているということから言えば、国家公務員だけではなく、地方公務員の防災、安全ということに関してまで、私はこの特定秘密保護法に含まれるということも想定しないと、私は非常に危険なものだというふうな、一つの側面だと思いますので、そのことも含めて、私は決して国家の情報の管理だけでは済まないという問題点があると思うので、そういう意味からも私は、この法律施行までの日にちは、あと数カ月しかないのですが、そういう意味からも廃止する方向で、私はすべきだと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

請願第41号並びに請願第42号については意見の一致をみませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、請願第43号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書提出についての請願について審査いたします。

いかがでしょうか。

○近藤憲治委員 請願第43号については、いわゆるこの文言にも書かれていますけれども、官製ワーキングプアについての問題の御指摘だというふうに思います。

官製ワーキングプアという現状があるということは私も認識しておりまして、そこに対して改善すべきだというこの請願の中身については、一面的には理解できるのですが、この官製ワーキングプア、全体を見比べると難しい問題を含んでいるのかなと思います。というのも、やはり地方自治体の財政状況というのを鑑みれば、網走市もそうなのですが、決して余裕がある状態ではない自治体も多数あります。

そういった自治体に対して、単純に賃金を上げるべきなのだという議論はなかなか難しいかと。交付税措置も含めて、国と地方の財源の移譲のかかわり合い等々も含めて、地方財政全般を見きわめた議論が、官製ワーキングプアの改善につながっていくような流れを作っていかなければいけないというふうに思いますので、ここはもう少し全体の状況を見極めたいということで、継続というふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○飯田敏勝委員 官製ワーキングプア、特に過去の183国会では、野党の各党が今の地方自治体の非常勤職員の勤務形態が常勤の職員に準ずる人たちがいます。

ただ、単なる軽い事務補助ではないほとんど同じ仕事をしている人に対しては、常勤の職員と同様に期末手当や退職手当の各種手当を条例により支給することを地方自治法の改正を求めて提出している現状からみると、私はもっともっとこの部面に光を当てていかないと、本当に地方自治のマンパワーの一つであるこの人たちの身分を保障してこそ、初めて地方の政策ができると思います。

特にここでは約70万人となっておりますけれども、つい2年ぐらい前までは60万人くらいであったのが、約10万人ぐらいふえているという現状からみますと、私は、こういうことをしっかりと議会で声を上

げていかないと行政が通じないのではないかと思います。

地方議会では政権与党の自民公明や保守会派を含めて、ワーキングプアの問題に取り組んで、この手の請願が数多く挙げられていると聞きます。

ぜひ網走の市議会もこの請願を上げて、これらの是正のために、一肌脱いだらいいのではないかと。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 私はこのワーキングプアということを見ると本当にかわいそうだと、そういうふうにするのですけれども、ただ、まだまだここに限らず、大変な仕事を安い収入でやっている方もいらっ

しゃいます。したがって、これは自治体の臨時非常勤職員にのみでありますけれども、もう少しいろいろな面で考えていきたいと思いますので、法改正まで勉強していきたいと思います。継続とお願いします。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○戸井達也副委員長 これは労働組合のほうの、地方自治体の職員、非常勤職員の待遇という部分ではありますけれども、非常に中身としては理解できる部分はございます。

しかし、民間企業においては、先ほど高橋委員からもありましたけれども、厳しい経営の中で、そういった厳しい雇用の状況の中で、頑張られている方々がたくさんいるという部分も認識しております。

全体的な景気がよくなるものとバランスを見ながら考えていかなければならないというふうに思いますので、継続とさせていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

意見がないようですので、これについても意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に要請であります、「特定秘密の保護に関する法律案」の廃案を求める意見書提出の要請が昨年12月にございまして、継続審査となっておりますが、3月4日付けで取り下げ願が提出されましたので、取り下げ承認をするということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように確認をさせていただきました。

○平賀貴幸委員長 それではその他であります、

理事者のほうから何かございますか。

〔「ありません」の声あり〕

委員の皆さんからは。

〔「なし」の声あり〕

それでは理事者退席のため、暫時休憩をいたします。

午前11時42分休憩

午前11時48分再開

○平賀貴幸委員長 再開いたします。

次に行政視察の実施についてであります。2月24日開催の委員会の際に、視察項目、視察先などについて皆さんから案をいただき、正副委員長に御一任いただいておりますので、私と副委員長とで協議を行い、本日その案をお示ししまして、委員皆様の御了承が得られれば、さっそく相手先への依頼などの準備を進めたいというふうに思っております。

お手元の資料がございますので、御確認いただきたいのですが、まず、山形県天童市ということで高橋委員からお話のありました学習支援室リバテラスちえふるについて、それからもう1点、天童に天童木工さんという企業がありまして、大変すぐれた木工製品を作っておりますけれども、この資料は東北学院大学との連携の資料になっておりますけれども、現在はそこよりも東北芸術工科大学との共同事業を行って、企業のほうから大学のほうに講師を派遣するなど、相当密な連携を取られているという事で、天童木工のほうで視察をして連携の話を伺うと。大学ではなくて、天童木工が天童市内にありますのでお話を伺うと。

そして二つ目の視察先としましては、宮城県石巻市で、東日本大震災における被害状況と現状についての視察を行い、三つ目として、岩手県宮古市において、同じく東日本大震災における被害状況と現状について伺いますが、ここは一つ加えてコミュニティの再生が石巻市よりも進んでいるということですので、コミュニティの再生についてを一つ加えて、視察を行いたいというふうに思っております。

この日程でよいということになれば、5月12日の出発の日程を組んでいきたいと思いますが、相手先の都合により、視察先等が変更になる場合や、日程について多少変更のある場合はあると思いますので、皆さんの御了承いただければ、ここも含めて正副委員長に御一任いただければというふうに思います。

まず視察の内容については主に3つの町というこ

とですけれども、その内容でよろしかったでしょうか。

○飯田敏勝委員 3.11を来週迎えます。ともすれば、忘れられがちというか、報道にしても今11日を迎えてかなり報道が多くなってきたのですけれども、それが終わるとまたということもあります。

特に宮古市は、網走が民間サイドも含めて復興援助に行った地域ですので、それも含めてやはりこの際改めて議員視察としても、どういうことが考えられるのか含めて私は、基本的にはいいと思います。

後は正副委員長に一任します。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがでしょうか。

○近藤憲治委員 すみません、確認なのですが、総務文教委員会での視察ということで、所管事務に関連する事項を視察するのだというふうに思うのですけれども、天童木工の部分は何かマターという認識でいったらいいのでしょうか。

○平賀貴幸委員長 行政マターなのか民間マターなのかと、そういった意味ですか。

○近藤憲治議員 要は市政報告会をすると、何のために行ったのかというのは、やはり強く聞かれるのでこういった角度からの視点が必要なのではという説明をしないとイケませんので、教えてください。

○平賀貴幸委員長 網走にも東京農大があつて、企業との共同も一定程度進んでいるのですけれども、天童木工と、それから東北芸術工科大学の場合は、先ほど申し上げたとおり講師の派遣等を天童木工側が学校側にするという形を含め、より網走における東京農大と企業との関係よりも一歩進んだ連携をされているということでもあります。

網走も大学のあるまちですので、友好都市であります天童市の状況、ここについて同じような状況が更に進んでいるわけですから、そこを視察をして、どのような形で企業と大学との共同がさらに進む余地が網走にあるのかということをしっかき見ていく、そういった意味合いになるというふうに思っています。

内容についてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、内容についてはこのようにさせていただきます。

あと視察先との調整等を含めて、事務局並びに正副委員長に御一任をいただきたいと思いますと思いますがよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように確認をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長　ほか、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、以上で本日の総務文教委員会は終了致します。

お疲れさまでした。

午前11時53分閉会
